

別添6

寄附行為作成上の注意

この寄附行為例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（改正法の施行の際現に改正前の医療法第42条第2項に規定する特別医療法人に限る。）の寄附行為変更につき、改正法附則第9条第1項の規定により、施行日から1年以内に医療法第50条第1項の認可の申請又は第3項の届出が必要となる部分を示したものである。
 ただし、第4条第2項並びに第13条第2項及び第8項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院（診療所、介護老人保健施設）がない場合、規定する必要があること。

<p>[改正後] 特別医療法人の寄附行為例-1及び2 医療法人〇〇会寄附行為</p>	<p>[改正前] 特別医療法人の寄附行為例-1 (平成10年健政発第802号厚生省健康政策局長通知) 医療法人〇〇会寄附行為</p>	<p>[改正前] 特別医療法人の寄附行為例-2 (平成10年健政発第802号厚生省健康政策局長通知) 医療法人〇〇会寄附行為</p>
<p>第2章 目的及び事業</p> <p>第4条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>2 本財団が〇〇市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p>	<p>第2章 目的及び事業</p> <p>第4条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p>	<p>第2章 目的及び事業</p> <p>第4条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p>
<p>第3章 役員</p> <p>第9条 理事及び監事は、評議員会において選任する。</p> <p>2 本財団の開設（指定管理者として管理する場合</p>	<p>第3章 役員</p> <p>第9条 理事及び監事は、評議員会において選任する。</p> <p>2 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護</p>	<p>第3章 役員</p> <p>第9条 理事及び監事は、評議員会において選任する。</p> <p>2 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護</p>

<p>を含む。)する病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受けた場合はこの限りでない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 監事は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本財団の業務を監査すること。</p> <p>(2) 本財団の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事に提出すること。</p> <p>(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事(厚生労働大臣)又は評議員会に報告すること。</p> <p>(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。</p> <p>(6) 本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。</p>	<p>老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受けた場合はこの限りでない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。</p>	<p>老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受けた場合はこの限りでない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。</p>
<p>8 監事には、この法人の理事(これらの親族その他特殊の関係のある者を含む。)及び職員(本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。</p>	<p>8 監事には、この法人の理事(これらの親族その他特殊の関係のある者を含む。)及び職員(本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。</p>	<p>8 監事には、この法人の理事(これらの親族その他特殊の関係のある者を含む。)及び職員(本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。</p>
<p>第5章 会議</p> <p>第17条 会議は、理事長がこれを招集する。(本条に、各会議の定員数を定めてもよい。)</p> <p>2 理事会を構成する理事(現在数)の3分の1以上</p>	<p>第5章 会議</p> <p>第17条 会議は、理事長がこれを招集する。</p> <p>2 その会議を構成する理事又は評議員の3分の1</p>	<p>第5章 会議</p> <p>第17条 会議は、理事長がこれを招集する。本条に、各会議の定員数を定めてもよい。</p> <p>2 その会議を構成する理事現在数又は評議員現在</p>

<p>上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならぬ。</p> <p>3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>第6章 資産及び会計</p> <p>第32条 本財団の(事業報告及び)決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「事業報告書等」という。)を作成しなければならない。</p> <p>2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事(厚生労働大臣)に届け出なければならない。</p> <p>第8章 雑則</p> <p>第38条 本財団の公告は、<u>官報(及び〇〇新聞)</u>によって行う。</p> <p>附 則</p> <p>本財団設立当初の役員及び評議員は、次のとおりとする。</p> <p>理 事 長 ○ ○ ○ ○</p>	<p>以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第6章 資産及び会計</p> <p>第32条 本財団の決算については、監事の監査を経た上、理事会及び評議員会の承認を受け、毎会計年度終了後2月以内にこれを〇〇県知事(厚生労働大臣)に届け出なければならない。</p> <p>第8章 雑則</p> <p>第38条 本財団の公告は、<u>〇〇新聞(官報)</u>によって行う。</p> <p>附 則</p> <p>本財団設立当初の役員は、次のとおりとする。</p> <p>理 事 長 ○ ○ ○ ○</p>	<p>数の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第6章 資産及び会計</p> <p>第32条 本財団の事業報告及び決算については、理事長が作成し、監事の監査を経た上で、<u>第19条及び第22条の手続きを経て、毎会計年度終了後2月以内にこれを〇〇県知事(厚生労働大臣)に届け出なければならない。</u></p> <p>第8章 雑則</p> <p>第38条 本財団の公告は、<u>〇〇新聞(官報)</u>によって行う。</p> <p>附 則</p> <p>本財団設立当初の役員は、次のとおりとする。</p> <p>理 事 長 ○ ○ ○ ○</p>
--	---	---

<p>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</p> <p>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</p> <p>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</p> <p>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</p> <p>常務理事 同 理 同 同 同 監 同 評 同 同</p> <p>事 同 同 同 同 同 同 同 同 同</p> <p>事 同 同 同 同 同 同 同 同 同</p> <p>員 同 同 同 同 同 同 同 同 同</p>	<p>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</p> <p>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</p> <p>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</p> <p>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</p> <p>常務理事 同 理 同 同 同 監 同 評 同 同</p> <p>事 同 同 同 同 同 同 同 同 同</p> <p>事 同 同 同 同 同 同 同 同 同</p> <p>員 同 同 同 同 同 同 同 同 同</p>	<p>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</p> <p>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</p> <p>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</p> <p>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</p> <p>常務理事 同 理 同 同 同 監 同 評 同 同</p> <p>事 同 同 同 同 同 同 同 同 同</p> <p>事 同 同 同 同 同 同 同 同 同</p> <p>員 同 同 同 同 同 同 同 同 同</p>
--	--	--

別添 7

定款作成上の注意

この定款例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（租税特別措置法第 67 条の 2 第 1 項に規定する特定の医療法人に限る。）の定款変更につき、改正法附則第 9 条第 1 項の規定により、施行日から 1 年以内に医療法第 50 条第 1 項の認可の申請又は第 3 項の届出が必要となる部分を示したものである。
 ただし、第 4 条第 2 項、第 12 条第 2 項及び第 13 条第 6 項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院（診療所、介護老人保健施設）がない場合、規定する必要がないこと。

<p>[改正後] 特定医療法人の定款例 医療法人〇〇会定款</p>	<p>[改正前] 特定医療法人の定款例 (平成 15 年医政発第 1009008 号厚生労働省医政局長通知) 医療法人〇〇会定款</p>
<p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 4 条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村)</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村)</p> <p>2 本会社が〇〇市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村)</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村)</p> <p>第 4 章 役員</p> <p>第 12 条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。</p> <p>2 本社の開設（指定管理者を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇厚生局長の認可を受けた場合はこの限りでない。</p>	<p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 4 条 本社の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村)</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村)</p> <p>第 4 章 役員</p> <p>第 12 条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。</p> <p>2 本社の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇厚生局長の認可を受けた場合はこの限りでない。</p>
<p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 4 条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村)</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村)</p> <p>2 本会社が〇〇市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村)</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村)</p> <p>第 4 章 役員</p> <p>第 12 条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。</p> <p>2 本社の開設（指定管理者を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇厚生局長の認可を受けた場合はこの限りでない。</p>	<p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 4 条 本社の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村)</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村)</p> <p>第 4 章 役員</p> <p>第 12 条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。</p> <p>2 本社の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇厚生局長の認可を受けた場合はこの限りでない。</p>

ない。

3～4 (略)

第13条 (略)

2～4 (略)

5 監事は、次の職務を行う。

- (1) 本社の業務を監査すること。
 - (2) 本社の財産の状況を監査すること。
 - (3) 本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。
 - (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関する行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事(〇〇厚生局長)又は社員総会に報告すること。
 - (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
 - (6) 本社の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。
- 6 監事は、この法人の理事又は職員(本社の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。))の管理者その他の職員を含む。)を兼任することができない。

第6章 会議

第21条 会議は、理事長がこれを招集する。

2 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

3 理事会及び評議員会を構成する理事又は評議員の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。

4 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもって、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

3～4 (略)

第13条 (略)

2～4 (略)

5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

6 監事は、この法人の理事又は他の職務を兼任することができない。

第6章 会議

第21条 会議は、理事長がこれを招集する。

2 その会議を構成する社員若しくは理事又は評議員の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。

3 社員総会及び理事会の議長は、理事長をもって、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

第7章 資産及び会計

第37条 本社の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。

第10章 雑則

第44条 本社の公告は、直報（及び〇〇新聞）によって行う。

第7章 資産及び会計

第37条 本社の決算については、監事の監査を経た上、理事会及び社員総会並びに評議員会の承認を受け、毎会計年度終了後2月以内にこれを〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。

第10章 雑則

第44条 本社の公告は、〇〇新聞（官報）によって行う。

別添 8

寄附行為作成上の注意

この寄附行為例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（租税特別措置法第 67 条の 2 第 1 項に規定する特定の医療法人に限る。）の寄附行為変更につき、改正法附則第 9 条第 1 項の規定により、施行日から 1 年以内に医療法第 50 条第 1 項の認可の申請又は第 3 項の届出が必要となる部分を示したものである。
 ただし、第 4 条第 2 項、第 12 条第 2 項及び第 13 条第 6 項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院（診療所、介護老人保健施設）がない場合、規定する必要がないこと。

<p>[改正後] 特定医療法人の寄附行為例</p> <p>医療法人〇〇会寄附行為</p> <p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 4 条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村)</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村)</p> <p>2 本財団が〇〇市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村)</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村)</p> <p>第 3 章 役員</p> <p>第 8 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。</p> <p>2 本財団の開設（指定管理者を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。</p>	<p>[改正前] 特定医療法人の寄附行為例</p> <p>(平成 15 年医政発第 1009008 号厚生労働省医政局長通知)</p> <p>医療法人〇〇会寄附行為</p> <p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 4 条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村)</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村)</p> <p>第 3 章 役員</p> <p>第 8 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。</p> <p>2 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。</p>
---	---

<p>ない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 監事は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本財団の業務を監査すること。</p> <p>(2) 本財団の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事に提出すること。</p> <p>(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの章附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事(〇〇厚生局長)又は評議員会に報告すること。</p> <p>(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。</p> <p>(6) 本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。</p> <p>7 監事は、この法人の理事又は職員(本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。))の管理者その他の職員を含む。)を兼任することができない。</p>	<p>3～5 (略)</p> <p>6 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。</p> <p>7 監事は、この法人の理事又は他の職務を兼任することができない。</p>
<p>第5章 会議</p> <p>第16条 会議は、理事長がこれを招集する。</p> <p>2 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を請求するときは、理事長は理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>第6章 資産及び会計</p> <p>第31条 本財団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、</p>	<p>第5章 会議</p> <p>第16条 会議は、理事長がこれを招集する。</p> <p>2 その会議を構成する理事又は評議員の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第6章 資産及び会計</p> <p>第31条 本財団の決算については、監事の監査を経た上、理事会及び評議員会</p>

財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。

第9章 雑則

第38条 本財団の公告は、広報（及び〇〇新聞）によって行う。

の承認を受け、毎会計年度終了後2月以内にこれを〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。

第9章 雑則

第38条 本財団の公告は、〇〇新聞（広報）によって行う。

別添9

改 正		後		現		行	
項 目	運営管理指導要綱	備 考	項 目	運営管理指導要綱	備 考	項 目	運営管理指導要綱
I 組織運営 1 定款・寄附行為	1 モデル定款・寄附行為に準拠していること。 2 定款又は寄附行為の変更が所要の手続きを経て行われていること。	・平成19年3月30日医政発第0330049号医政局長通知 ・医療法第50条 (注)定款又は寄附行為の変更に関し、届出で良いとされない事項については、届出をしない場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第1号の2)	I 組織運営 1 定款・寄附行為	1 モデル定款・寄附行為に準拠していること。 2 定款又は寄附行為の変更が所要の手続きを経て行われていること。	・モデル定款・寄附行為とは、昭和61年6月26日健政発第410号健康政策局長通知(以下、「61年局長通知」という。)中定款・寄附行為例をいう。		
2 役員 (1) 定数・現員	1 役員名簿の記載事項は次のとおり正に行われていること。 2 役員に変更があった場合は、その都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届出がなされていること。 3 役員として理事3人以上、監事1人以上を置いていること。	・役員名簿の記載事項は次のとおり ① 役職名 ② 氏名 ③ 生年月日(年齢) ④ 性別 ⑤ 住所 ⑥ 職業 ⑦ 現就任年月日・任期 ・医療法施行令第5条の13 ・添付書類 ① 就任承諾書 ② 履歴書 ・適正に選任されていることを確認することをする。 ・医療法第46条の2第1項	2 役員 (1) 定数・現員	1 役員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。 2 役員に変更があった場合は、その都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届出がなされていること。 3 役員として理事3人以上、監事1人以上を置いていること。	・役員名簿の記載事項は次のとおり ① 役職名 ② 氏名 ③ 生年月日(年齢) ④ 性別 ⑤ 住所 ⑥ 職業 ⑦ 現就任年月日・任期 ・医療法施行令第5条の8 ・添付書類 ① 就任承諾書 ② 履歴書 ・適正に選任されていることを確認することをする。 ・医療法第46条の2第1項 ・61年局長通知		

<p>また、3人未満の理事を置く場合は都道府県知事の認可を得ていること。</p> <p>4 役員の定数は、事業規模等の実態に即したものであること。</p> <p>5 役員の欠員が生じていないこと。</p>	<p>また、3人未満の理事を置く場合は都道府県知事の認可を得ていること。</p> <p>4 役員の定数は、事業規模等の実態に即したものであること。</p> <p>5 役員の欠員が生じていないこと。</p>	<p>・理事3人未満の都道府県知事の認可は、医師、歯科医師が常時1人又は2人勤務する診療所を一か所のみ開設する医療法人に限る。</p> <p>その場合であっても、可能な限り、理事2人を置くことが望ましい。</p> <p>・医療法第48条の2においては、理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けた場合は、1月以内に補充しなければならないとされているが、1名でも欠員が生じた場合には、速やかに補充することが望ましいこと。</p> <p>・医療法第42条の2第1項第1号</p> <p>・医療法施行規則第30条の35</p>	<p>・理事3人未満の都道府県知事の認可は、医師、歯科医師が常時1人又は2人勤務する診療所を一か所のみ開設する医療法人に限る。</p> <p>その場合であっても、可能な限り、理事2人を置くことが望ましい。</p> <p>・医療法第48条の2においては、理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けた場合は、1月以内に補充しなければならないとされているが、1名でも欠員が生じた場合には、速やかに補充することが望ましいこと。</p> <p>・医療法第42条の2第1項第1号</p> <p>・医療法施行規則第30条の35</p>	<p>また、3人未満の理事を置く場合は都道府県知事の認可を得ていること。</p> <p>4 役員の定数は、事業規模等の実態に即したものであること。</p> <p>5 役員の欠員が生じていないこと。</p>	<p>また、3人未満の理事を置く場合は都道府県知事の認可を得ていること。</p> <p>4 役員の定数は、事業規模等の実態に即したものであること。</p> <p>5 役員の欠員が生じていないこと。</p>	<p>・理事3人未満の都道府県知事の認可は、医師、歯科医師が常時1人又は2人勤務する診療所を一か所のみ開設する医療法人に限る。</p> <p>その場合であっても、可能な限り、理事2人を置くことが望ましい。</p> <p>・医療法第49条においては、理事のうちその5分の1を超えるものが欠けた場合は、1月以内に補充しなければならないとされているが、1名でも欠員が生じた場合には、速やかに補充が行われるのが望ましいこと。</p>	<p>・理事3人未満の都道府県知事の認可は、医師、歯科医師が常時1人又は2人勤務する診療所を一か所のみ開設する医療法人に限る。</p> <p>その場合であっても、可能な限り、理事2人を置くことが望ましい。</p> <p>・医療法第49条においては、理事のうちその5分の1を超えるものが欠けた場合は、1月以内に補充しなければならないとされているが、1名でも欠員が生じた場合には、速やかに補充が行われるのが望ましいこと。</p>	<p>・理事3人未満の都道府県知事の認可は、医師、歯科医師が常時1人又は2人勤務する診療所を一か所のみ開設する医療法人に限る。</p> <p>その場合であっても、可能な限り、理事2人を置くことが望ましい。</p> <p>・医療法第48条の2においては、理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けた場合は、1月以内に補充しなければならないとされているが、1名でも欠員が生じた場合には、速やかに補充することが望ましいこと。</p> <p>・医療法第42条の2第1項第1号</p> <p>・医療法施行規則第30条の35</p>	<p>・理事3人未満の都道府県知事の認可は、医師、歯科医師が常時1人又は2人勤務する診療所を一か所のみ開設する医療法人に限る。</p> <p>その場合であっても、可能な限り、理事2人を置くことが望ましい。</p> <p>・医療法第48条の2においては、理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けた場合は、1月以内に補充しなければならないとされているが、1名でも欠員が生じた場合には、速やかに補充することが望ましいこと。</p> <p>・医療法第42条の2第1項第1号</p> <p>・医療法施行規則第30条の35</p>	<p>また、3人未満の理事を置く場合は都道府県知事の認可を得ていること。</p> <p>4 役員の定数は、事業規模等の実態に即したものであること。</p> <p>5 役員の欠員が生じていないこと。</p>	<p>また、3人未満の理事を置く場合は都道府県知事の認可を得ていること。</p> <p>4 役員の定数は、事業規模等の実態に即したものであること。</p> <p>5 役員の欠員が生じていないこと。</p>	<p>・社員総会又は評議員会で適正に決議されていること。(モデル定款・寄附行為)</p> <p>・選任関係書類は、次のとおりである。</p> <p>① 社員総会議事録又は評議員会議事録</p> <p>② 就任承諾書</p> <p>③ 履歴書</p> <p>・モデル定款・寄附行為では、役員の任期は2年とされている。</p>	<p>・社員総会又は評議員会で適正に決議されていること。(モデル定款・寄附行為)</p> <p>・選任関係書類は、次のとおりである。</p> <p>① 社員総会議事録又は評議員会議事録</p> <p>② 就任承諾書</p> <p>③ 履歴書</p> <p>・モデル定款・寄附行為では、役員の任期は2年とされている。</p>	<p>・社員総会又は評議員会で適正に決議されていること。(モデル定款・寄附行為)</p> <p>・選任関係書類は、次のとおりである。</p> <p>① 社員総会議事録又は評議員会議事録</p> <p>② 就任承諾書</p> <p>③ 履歴書</p> <p>・医療法第46条の2第3項</p>	<p>・社員総会又は評議員会で適正に決議されていること。(モデル定款・寄附行為)</p> <p>・選任関係書類は、次のとおりである。</p> <p>① 社員総会議事録又は評議員会議事録</p> <p>② 就任承諾書</p> <p>③ 履歴書</p> <p>・医療法第46条の2第3項</p>	<p>・社員総会又は評議員会で適正に決議されていること。(モデル定款・寄附行為)</p> <p>・選任関係書類は、次のとおりである。</p> <p>① 社員総会議事録又は評議員会議事録</p> <p>② 就任承諾書</p> <p>③ 履歴書</p> <p>・医療法第46条の2第3項</p>	<p>1 役員の選任手続きが、定款又は寄附行為の定めに従い行われていること。</p> <p>2 選任関係書類が整備されていること。</p> <p>3 役員の任期が明確になっていること。なお、補次の役員の任期は、前任者の残任期間であること。</p> <p>4 任期の切れている役員がいな</p>	<p>1 役員の選任手続きが、定款又は寄附行為の定めに従い行われていること。</p> <p>2 選任関係書類が整備されていること。</p> <p>3 役員の任期が明確になっていること。なお、補次の役員の任期は、前任者の残任期間であること。</p> <p>4 任期の切れている役員がいな</p>	<p>1 役員の選任手続きが、定款又は寄附行為の定めに従い行われていること。</p> <p>2 選任関係書類が整備されていること。</p> <p>3 役員の任期が明確になっていること。なお、補次の役員の任期は、前任者の残任期間であること。</p> <p>4 任期の切れている役員がいな</p>	<p>1 役員の選任手続きが、定款又は寄附行為の定めに従い行われていること。</p> <p>2 選任関係書類が整備されていること。</p> <p>3 役員の任期が明確になっていること。なお、補次の役員の任期は、前任者の残任期間であること。</p> <p>4 任期の切れている役員がいな</p>	<p>1 役員の選任手続きが、定款又は寄附行為の定めに従い行われていること。</p> <p>2 選任関係書類が整備されていること。</p> <p>3 役員の任期が2年以上とすること。なお、補次の役員の任期は、前任者の残任期間であること。</p> <p>4 任期の切れている役員がいな</p>	<p>1 自然人であること。</p>	<p>1 自然な人であること。</p>	<p>1 自然な人であること。</p>	<p>1 自然な人であること。</p>	<p>1 自然な人であること。</p>
		(2) 選任・任期				(3) 適格性																				

2 欠格事由に該当しないこと。(選任時だけでなく、在任期間中においても同様である。)

・医療法第46条の2第2項
欠格事由

- ① 成年被後見人又は被保佐人
 - ② 医療法、医師法等医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者
 - ③ ②に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者
- ・医療法人と関係のある特定の営利法人の役員が理事長に就任したこと
り、役員として参画していることは、非営利性という観点から適当でないこと。

・医療法第46条の4第1項
・定款・寄附行為に明確に規定されていること。

・医療法第46条の4第2項

・医療法第46条の3第1項

- ・医療法第46条の3第1項
- ・医師、歯科医師でない理事のうちから選任することができる場合以下のとおりである。

① 理事長が死亡し、又は重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となつた際に、その子女が医科又は歯科大

1 欠格事由に該当していないこと。

・医療法第46条の2第2項
欠格事由

- ① 成年被後見人又は被保佐人
 - ② 医療法、医師法等医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者
 - ③ ②に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者
- ・医療法人と関係のある特定の営利法人の役員が理事長に就任したこと
り、役員として参画していることは、非営利性という観点から適当でないこと。

・医療法第46条の3第3項
・定款・寄附行為に明確に規定されていること。

・医療法第46条の3第4項

・医療法第46条の3第1項

- ・医療法第46条の3第1項
- ・医師、歯科医師でない理事のうちから選任することができる場合以下のとおりである。

① 理事長が死亡し、又は重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となつた際に、その子女が医科又は歯科大

(4) 代表者
(理事長)

1 当該法人の代表権は、理事長にのみ与えられていること。

2 理事長の職務履行ができない場合の規定が定款又は寄附行為に定められていること。

3 理事長は医師又は歯科医師の理事の中から選出されていること。

4 医師又は歯科医師でない理事のうちから理事長を選出する場合は都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可を得ていること。

<p>3 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。</p> <p>1 理事、評議員及び法人の職員を兼任していないこと。 また、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。</p>	<p>3 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。</p> <p>1 理事、評議員及び法人の職員を兼任していないこと。 また、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。</p> <p>2 理事の業務執行の状況、当該法人の財産の状況特に当該法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について十分な監査が行われていることが望ましいこと。</p> <p>3 監査を行った場合には、監査報告書が作成され、社員総会、理事会及び評議員会に報告後、法人において保存されていることが望ましいこと。</p> <p>4 法人の適正な会計管理等を行う観点からも内部監査機構の確立を図ることが重要である。 また、病院又は介護老人保健施設等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。</p> <p>5 実際に法人監査業務を実施できない者が名目的に選任されていることは適当でなく財務諸表を監査しうる者が選任すること。</p>	<p>たる事務所から遠隔地にある病院等の管理者の場合である。</p> <p>・医療法第 48 条</p>	<p>たる事務所から遠隔地にある病院等の管理者の場合である。</p> <p>・医療法第 48 条</p> <p>・医療法第 46 条の 4 第 3 項第 1 号及び第 2 号</p> <p>・医療法第 46 条の 4 第 3 項第 3 号</p>
<p>(6) 監事</p>	<p>(6) 監事</p>	<p>・医療法第 48 条</p>	<p>(7) 評議員 (財団たる</p>
<p>3 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。</p> <p>1 理事、評議員及び法人の職員を兼任していないこと。 また、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。</p> <p>2 当該法人の業務及び財産の状況特に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について十分な監査が行われていること。</p> <p>3 監査報告書が作成され、会計年度終了後 3 月以内に社員総会又は理事会に提出されていること。</p> <p>4 法人の適正な会計管理等を行う観点からも内部監査機構の確立を図ることが重要である。 また、病院又は介護老人保健施設等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。</p> <p>5 実際に法人監査業務を実施できない者が名目的に選任されていることは適当でなく財務諸表を監査しうる者が選任されること。</p>	<p>1 自然人であること。 2 理事の定数を超える数の評議員</p>	<p>・医療法第 49 条第 2 項</p>	<p>3 評議員 (財団たる医</p>

療法人)

員をもって組織すること（医療法第46条の2第1項ただし書の認可を受けた場合、3人以上）。

3 次に掲げる者から選任されていること。

① 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者

② 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関し職員を有する者

③ 医療を受ける者

④ ①から③までに掲げる者のほか、審判行為に定めるところにより選任された者

4 当該法人の役員を兼任していないこと。

5 評議員名簿を作成し、記載及び整理が適正に行われていることが望ましいこと。

6 評議員としての職務を行使できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。

7 社会医療法人の場合は、親族等の占める割合が評議員総数の3分の1を超えていないこと。

4 社員
(社団たる医療法人)
(1) 現員

1 社員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。

医療法人)

・必ず選任する必要があること。
・任期を定めることが望ましいこと。

・医療法第49条の4第1項

・医療法第49条の4第2項

・医療法第42条の2第1項第3号

3 社員
(社団たる医療法人)
(1) 現員

1 評議員としての職務を行使できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。

1 社員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。

・社員名簿の記載事項は次のとおり
① 氏名
② 生年月日 (年齢)
③ 性別
④ 住所
⑤ 職業
⑥ 入社年月日 (退社年月日)

<p>⑦ 出資額</p> <p>⑧ 持分の定めがある医療法人の場合 持分割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未成年者でも、自分の意思で議決権が行使できる程度の弁別能力を有していれば（義務教育終了程度の者）社員となることができる。 ・相続等により出資持分の払戻し請求権を得た場合であっても、社員としての資格要件を備えていない場合は社員となることはできない。 	<p>2 社員は社員総会において法人運営の重要事項についての議決権及び選挙権を行使する者であり、実際に法人の意思決定に參與できない者が名目的に社員に選任されていることは適正でないこと。</p>	<p>① 出資持分の定めがある医療法人の場合 出資額及び持分割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未成年者でも、自分の意思で議決権が行使できる程度の弁別能力を有していれば（義務教育終了程度の者）社員となることができる。 ・出資持分の定めがある医療法人の場合、相続等により出資持分の払戻し請求権を得た場合であっても、社員としての資格要件を備えていない場合は社員となることはできない。 ・医療法第42条の2第1項第2号 	<p>2 社員は社員総会において法人運営の重要事項についての議決権及び選挙権を行使する者であり、実際に法人の意思決定に參與できない者が名目的に社員に選任されていることは適正でないこと。</p>	<p>② 入社・退社</p> <p>3 社会医療法人の場合は、親族等の占める割合が社員総数の3分の1を超えていないこと。</p> <p>1 社員の入社については社員総会で適正な手続きがなされ、承認を得ていること。</p> <p>2 社員の退社については定款上の手続きを経ていること。</p> <p>3 社員の入社及び退社に関する書類は整理保管されていること。</p> <p>4 出資持分の定めがある医療法人の場合、社員の出資持分の決定、変更及び払戻しについては適正な出資額の評価に基づいて行われていること。</p> <p>③ 議決権</p> <p>1 社員の議決権は各1個であること。</p>
<p>⑦ 出資額</p> <p>⑧ 持分の定めがある医療法人の場合 持分割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未成年者でも、自分の意思で議決権が行使できる程度の弁別能力を有していれば（義務教育終了程度の者）社員となることができる。 ・相続等により出資持分の払戻し請求権を得た場合であっても、社員としての資格要件を備えていない場合は社員となることはできない。 	<p>2 社員は社員総会において法人運営の重要事項についての議決権及び選挙権を行使する者であり、実際に法人の意思決定に參與できない者が名目的に社員に選任されていることは適正でないこと。</p>	<p>(2) 入社・退社</p> <p>1 社員の入社については社員総会で適正な手続きがなされ、承認を得ていること。</p> <p>2 社員の退社については定款上の手続きを経ていること。</p> <p>3 社員の入社及び退社に関する書類は整理保管されていること。</p> <p>4 社員の出資持分の決定、変更及び払戻しについては適正な出資額の評価に基づいて行われていること。</p>	<p>4 会議</p> <p>(1) 開催状況</p> <p>1 開催手続きが、定款又は寄附</p>	<p>② 入社・退社</p> <p>1 社員の入社については社員総会で適正な手続きがなされ、承認を得ていること。</p> <p>2 社員の退社については定款上の手続きを経ていること。</p> <p>3 社員の入社及び退社に関する書類は整理保管されていること。</p> <p>4 社員の出資持分の決定、変更及び払戻しについては適正な出資額の評価に基づいて行われていること。</p> <p>③ 議決権</p> <p>1 社員の議決権は各1個であること。</p>
<p>⑦ 出資額</p> <p>⑧ 持分の定めがある医療法人の場合 持分割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未成年者でも、自分の意思で議決権が行使できる程度の弁別能力を有していれば（義務教育終了程度の者）社員となることができる。 ・相続等により出資持分の払戻し請求権を得た場合であっても、社員としての資格要件を備えていない場合は社員となることはできない。 	<p>2 社員は社員総会において法人運営の重要事項についての議決権及び選挙権を行使する者であり、実際に法人の意思決定に參與できない者が名目的に社員に選任されていることは適正でないこと。</p>	<p>(2) 入社・退社</p> <p>1 社員の入社については社員総会で適正な手続きがなされ、承認を得ていること。</p> <p>2 社員の退社については定款上の手続きを経ていること。</p> <p>3 社員の入社及び退社に関する書類は整理保管されていること。</p> <p>4 社員の出資持分の決定、変更及び払戻しについては適正な出資額の評価に基づいて行われていること。</p>	<p>4 会議</p> <p>(1) 開催状況</p> <p>1 開催手続きが、定款又は寄附</p>	<p>② 入社・退社</p> <p>1 社員の入社については社員総会で適正な手続きがなされ、承認を得ていること。</p> <p>2 社員の退社については定款上の手続きを経ていること。</p> <p>3 社員の入社及び退社に関する書類は整理保管されていること。</p> <p>4 社員の出資持分の決定、変更及び払戻しについては適正な出資額の評価に基づいて行われていること。</p> <p>③ 議決権</p> <p>1 社員の議決権は各1個であること。</p>

行為の定めに従って行われていること。

- 2 社員総会、理事会及び評議員会（以下、「会議」という。）は定款又は寄附行為に定められた時期及び必要な時期に開催されていること。
- 3 定款又は寄附行為の変更のための社員総会又は理事会、予算・決算の決定のための社員総会又は理事会の外社員総会及び理事会の議決を要する事項がある場合、その他事業運営の実態に即し、必要に応じて社員総会又は理事会が開催されていること。

(2) 審議状況

- 1 会議は定款又は寄附行為に定められた定足数を満たして有効に成立していること。
- 2 定款又は寄附行為により会議の議決事項とされている事項について適正に決議されていること。

集していること。

・社員総会の議長は、社員総会において選任されていること。

・臨時社員総会及び評議員会は、会議を構成する社員又は評議員の5分の1以上から招集を請求された場合、20日以内に招集しなければならぬ。

・会議の開催通知は期日の少なくとも5日前に文書で行われていること。

- ・社員総会の議決事項
- ① 定款の変更
- ② 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- ③ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- ④ 収支予算及び決算の決定

行為の定めに従って行われていること。

- 2 社員総会、理事会及び評議員会（以下、「会議」という。）は定款又は寄附行為に定められた時期及び必要な時期に開催されていること。
- 3 定款又は寄附行為の変更のための社員総会又は理事会、予算・決算の決定のための社員総会又は理事会の外社員総会及び理事会の議決を要する事項がある場合、その他事業運営の実態に即し、必要に応じて社員総会又は理事会が開催されていること。

(2) 審議状況

- 1 会議は定款又は寄附行為に定められた定足数を満たして有効に成立していること。
- 2 定款又は寄附行為により会議の議決事項とされている事項について適正に決議されていること。

集していること。

・会議の開催通知は期日の少なくとも5日前に文書で行われていること。

- ・社員総会の議決事項
- ① 定款の変更
- ② 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- ③ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- ④ 収支予算及び決算の決定

<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 剰余金又は損失金の処理 ⑥ 借入金額の最高限度の決定 ⑦ 社員の入社及び除名 ⑧ 本社の解散 ⑨ 他の医療法人との合併契約の締結 ⑩ その他重要な事項 ・財団たる医療法人の理事会の議決事項及び評議員会への諮問事項 ① 寄附行為の変更 ② 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。) ③ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 ④ 収支予算及び決算の決定 ⑤ 剰余金又は損失金の処理 ⑥ 借入金額の最高限度の決定 ⑦ 本財団の解散 ⑧ 他の医療法人との合併契約の締結 ⑨ その他重要な事項(社団たる医療法人の場合に準用する。) 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 剰余金又は損失金の処理 ⑥ 借入金額の最高限度の決定 ⑦ 社員の入社及び除名 ⑧ 本社の解散 ⑨ 他の医療法人との合併契約の締結 ⑩ その他重要な事項 ・財団たる医療法人の理事会の議決事項及び評議員会への諮問事項 ① 寄附行為の変更 ② 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。) ③ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 ④ 収支予算及び決算の決定 ⑤ 剰余金又は損失金の処理 ⑥ 借入金額の最高限度の決定 ⑦ 本財団の解散 ⑧ 他の医療法人との合併契約の締結 ⑨ その他重要な事項(社団たる医療法人の場合に準用する。) 	<p>3 議決が定款又は寄附行為の定めに従って、有効に成立していること。</p> <p>4 議決には、その議案に対する利害関係者が加わっていないこと。</p> <p>5 議決権の委任については、書面により会議の構成員に対して適正に行われていること。</p> <p>1 会議開催の都度、議事録は正確に記録され、保存されていること。</p> <p>(3) 記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議事録記載事項は次のとおり ① 開催年月日及び開催時刻 ② 開催場所
<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 剰余金又は損失金の処理 ⑥ 借入金額の最高限度の決定 ⑦ 社員の入社及び除名 ⑧ 本社の解散 ⑨ 他の医療法人との合併契約の締結 ⑩ その他重要な事項 ・財団たる医療法人の理事会の議決事項及び評議員会への諮問事項 ① 寄附行為の変更 ② 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。) ③ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 ④ 収支予算及び決算の決定 ⑤ 剰余金又は損失金の処理 ⑥ 借入金額の最高限度の決定 ⑦ 本財団の解散 ⑧ 他の医療法人との合併契約の締結 ⑨ その他重要な事項(社団たる医療法人の場合に準用する。) 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 剰余金又は損失金の処理 ⑥ 借入金額の最高限度の決定 ⑦ 社員の入社及び除名 ⑧ 本社の解散 ⑨ 他の医療法人との合併契約の締結 ⑩ その他重要な事項 ・財団たる医療法人の理事会の議決事項及び評議員会への諮問事項 ① 寄附行為の変更 ② 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。) ③ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 ④ 収支予算及び決算の決定 ⑤ 剰余金又は損失金の処理 ⑥ 借入金額の最高限度の決定 ⑦ 本財団の解散 ⑧ 他の医療法人との合併契約の締結 ⑨ その他重要な事項(社団たる医療法人の場合に準用する。) 	<p>3 議決が定款又は寄附行為の定めに従って、有効に成立していること。</p> <p>4 議決には、議長及びその議案に対する利害関係者が加わっていないこと。</p> <p>5 議決権の委任については、書面により会議の構成員に対して適正に行われていること。</p> <p>1 会議開催の都度、議事録は正確に記録され、保存されていること。</p> <p>(3) 記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議事録記載事項は次のとおり ① 開催年月日及び開催時刻 ② 開催場所

	③ 出席者氏名 (定数) ④ 議案 ⑤ 議案に関する発言内容 ⑥ 議案に関する表決結果 ⑦ 議事録署名人の署名、署名年月日		③ 出席者氏名 (定数) ④ 議案 ⑤ 議案に関する発言内容 ⑥ 議案に関する表決結果 ⑦ 議事録署名人の署名、署名年月日	
II 業務 1 業務一般	・業務を停止している事実があると きは、その措置について法人側の 方針を確かめた上、その具体的 な是正の方法について報告を求め るとともに、廃止する場合は速 やかに定款変更等の手続きを行 わせること。 ・定款等に記載されていない業 務を行っている場合は、その措 置について法人側の方針を確か めた上、その具体的な是正の方 法について報告を求めるととも に、廃止する場合は速やかに定 款変更等の手続きを行わせるこ と。	I 定款又は寄附行為に記載され ている業務が行われていること。	・業務を停止している事実があると きは、その措置について法人側の 方針を確かめた上、その具体的 な是正の方法について報告を求め るとともに、廃止する場合は速 やかに定款変更等の手続きを行 わせること。 ・定款等に記載されていない業 務を行っている場合は、その措 置について法人側の方針を確か めた上、その具体的な是正の方 法について報告を求めるととも に、廃止する場合は速やかに定 款変更等の手続きを行わせるこ と。	1 定款又は寄附行為に記載され ている業務が行われていること と。 2 定款又は寄附行為に記載され ていない業務を行っていないこ と。
II 業務 1 業務一般	3 <u>自ら病院等を開設することな く、指定管理者として公の施設 である病院等を管理することの みをを行うことはできないこと。</u> 4 <u>社会医療法人の場合は、当該 法人が開設する病院又は診療所 のうち1以上(2以上の都道府 県の区域において開設する場合 は、それぞれ都道府県で1以 上)のものが、その病院又は診 療所の所在地の都道府県で救急 医療等確保事業を行っているこ と。</u>	1 定款又は寄附行為に記載され ている業務が行われていること と。 2 定款又は寄附行為に記載され ていない業務を行っていないこ と。	・医療法第42条各号 ・その開設する病院、診療所及び 介護老人保健施設の業務に支障のな ことを来たしていないこと。	1 定款又は寄附行為に記載され ている業務が行われていること と。 2 定款又は寄附行為に記載され ていない業務を行っていないこ と。
II 業務 1 業務一般	1 定款又は寄附行為に記載され ている業務が行われていること と。 2 定款又は寄附行為に記載され ていない業務を行っていないこ と。	I 定款又は寄附行為に記載され ている業務が行われていること と。 2 定款又は寄附行為に記載され ていない業務を行っていないこ と。	・医療法第42条第1項 ・その開設する病院、診療所及び 介護老人保健施設の業務に支障のな ことを来たしていないこと。	1 定款又は寄附行為に記載され ている業務が行われていること と。 2 定款又は寄附行為に記載され ていない業務を行っていないこ と。
II 業務 1 業務一般	1 定款又は寄附行為に記載され ている業務が行われていること と。 2 定款又は寄附行為に記載され ていない業務を行っていないこ と。	I 定款又は寄附行為に記載され ている業務が行われていること と。 2 定款又は寄附行為に記載され ていない業務を行っていないこ と。	・医療法第42条第1項 ・その開設する病院、診療所及び 介護老人保健施設の業務に支障のな ことを来たしていないこと。	1 定款又は寄附行為に記載され ている業務が行われていること と。 2 定款又は寄附行為に記載され ていない業務を行っていないこ と。

い限り、定款又は寄附行為の定め
るところにより、平成19年3月30
日医政発第 0330053 号医政局長通
知別表に掲げる業務の全部又は一
部を行うことができる。

い限り、定款又は寄附行為の定め
るところにより、以下の業務の全
部又は一部を行うことができる。

- ① 医療関係者の養成又は再教育
- ② 医学又は歯学に関する研究所
の設置
- ③ 疾病予防のために有酸素運動
を行わせる施設の設置
- ④ 疾病予防のために温泉を利用
させる施設の設置
- ⑤ ①～④までに掲げるもののほ
か、保健衛生に関する業務
- ⑥ 社会福祉法（昭和26年法律第
45号）第2条第3項第2号から
第6号までに掲げる事業のうち
厚生労働大臣が定めるもの又は
同項第7号に掲げる事業の実施
（平成10年2月厚生省告示第
15号参照）

・「①から④までに掲げるものほ
か、保健衛生に関する業務」とは、
保健衛生上の観点から行政庁が行
う規制の対象となる業務のすべて
をいうものではなく、直接国民の
保健衛生の向上を主たる目的とし
て行われる業務であり、以下の業
務について認められている（昭和
42年4月1日医発第432号局長回
答参照）。

- ① 薬局
- ② 施術所
- ③ 衛生検査所
- ④ 訪問看護ステーション

- ⑤ 介護福祉士養成施設
- ⑥ ケアハウス
- ⑦ ホームヘルパー養成研修事業
- ⑧ 難病患者等居宅生活支援事業
(ホームヘルプ、短期入所事業)
- ⑨ 乳幼児健康支援一時預かり事業
- ⑩ 介護保険法(平成9年法律第123号)にいう訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは障害者自立支援法(平成17年法律第123号)にいう障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター又は福祉ホームにおける事業と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為であつて次に掲げるもの
 - ア 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項の規定による一般旅客自動車運送事業
 - イ 道路運送法第43条第1項の規定による特定旅客自動車運送事業

立 道路運送法第78条第3号又は第79条の規定による自家用有償旅客運送等

⑫ 介護保険法にいう居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業、地域密着型サービス事業、地域支援事業及び保健福祉事業のうち平成18年3月31日医政発第0331001号局長通知別添2において「保健衛生に関する業務」とされているもの

⑬ 助産所

⑭ 歯科技工所

⑮ 福祉用具専門相談指定制習

⑯ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)による児童福祉法上の保育所として認可を受けた施設で認定こども園を経営する事業

III 管理

I 人事管理

(1) 任免関係

- 1 病院、診療所等の管理者の任免に当たっては、理事会の議決を経ていること。
- 2 また、病院、診療所等の管理者以外の職員の任免に当たっても、理事会の審議を経ていることが望ましいこと。

(2) 労務関係

- 1 就業規則・給与規定・退職金規定が設けられていることが望ましいこと。
- 2 職員の処遇が労働基準法等関係法令通知等に則して適正に行

III 管理

I 人事管理

(1) 任免関係

- 1 病院、診療所等の管理者の任免に当たっては、理事会の議決を経ていること。
- 2 また、病院、診療所等の管理者以外の職員の任免に当たっても、理事会の審議を経ていることが望ましいこと。

(2) 労務関係

- 1 就業規則・給与規定・退職金規定が設けられていることが望ましいこと。
- 2 職員の処遇が労働基準法等関係法令通知等に則して適正に行

<p>3 職員の資質向上を図るため、職員研修について具体的計画が立てられていることが望ましいこと。</p>	<p>3 職員の資質向上を図るため、職員研修について具体的計画が立てられていることが望ましいこと。</p>	<p>3 職員の資質向上を図るため、職員研修について具体的計画が立てられていることが望ましいこと。</p>
<p>2 資産管理</p> <p>1 基本財産と運用財産とは明確に区分管理されていること。</p> <p>2 法人の所有する不動産及び運営基金等重要な資産は基本財産として定款又は寄附行為に記載することが望ましいこと。</p> <p>3 不動産の所有権又は賃借権については登記がなされていること。</p> <p>4 基本財産の処分又は担保の提供については定款又は寄附行為に定められた手続きを経て、適正になされていること。</p> <p>5 医療事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、処分がみだりに行われていないこと。</p> <p>6 現金は、郵便官署、銀行、信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p> <p>7 土地、建物等を賃貸借している場合は適正な契約がなされていること。</p>	<p>2 資産管理</p> <p>1 基本財産と運用財産とは明確に区分管理されていること。</p> <p>2 法人の所有する不動産及び運営基金等重要な資産は基本財産として定款又は寄附行為に記載することが望ましいこと。</p> <p>3 不動産の所有権又は賃借権については登記がなされていること。</p> <p>4 基本財産の処分又は担保の提供については定款又は寄附行為に定められた手続きを経て、適正になされていること。</p> <p>5 医療事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、処分がみだりに行われていないこと。</p> <p>6 現金は、郵便官署、銀行、信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p> <p>7 土地、建物等を賃貸借している場合は適正な契約がなされていること。</p>	<p>2 資産管理</p> <p>1 基本財産と運用財産とは明確に区分管理されていること。</p> <p>2 法人の所有する不動産及び運営基金等重要な資産は基本財産として定款又は寄附行為に記載することが望ましいこと。</p> <p>3 不動産の所有権又は賃借権については登記がなされていること。</p> <p>4 基本財産の処分又は担保の提供については定款又は寄附行為に定められた手続きを経て、適正になされていること。</p> <p>5 医療事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、処分がみだりに行われていないこと。</p> <p>6 現金は、郵便官署、銀行、信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p> <p>7 土地、建物等を賃貸借している場合は適正な契約がなされていること。</p>
<p>3 61年局長通知</p> <p>・所定の手続きを経ずに、処分又は担保に供している基本財産がないことが登記簿謄本により確認されること。</p>	<p>3 61年局長通知</p> <p>・所定の手続きを経ずに、処分又は担保に供している基本財産がないことが登記簿謄本により確認されること。</p>	<p>3 平成19年3月30日医政発第0330049号医政局局長通知</p> <p>・所定の手続きを経ずに、処分又は担保に供している基本財産がないことが登記簿謄本により確認されること。</p>
<p>6 モデル定款・寄附行為</p>	<p>6 現金は、郵便官署、銀行、信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p> <p>7 土地、建物等を賃貸借している場合は適正な契約がなされていること。</p>	<p>6 モデル定款・寄附行為</p> <p>・平成19年3月30日医政発第0330049号医政局局長通知</p> <p>・賃貸借契約期間は医療経営の継続性の観点から、長期間であることが望ましいこと。</p> <p>また、契約期間の更新が円滑にできるよう契約又は確認されていることが望ましいこと。</p>
<p>61年局長通知</p> <p>・賃貸借契約期間は医療経営の継続性の観点から、10年以上であることが望ましいこと。</p> <p>また、契約期間の更新が円滑にできるよう契約又は確認されていることが望ましいこと。</p>	<p>61年局長通知</p> <p>・賃貸借契約期間は医療経営の継続性の観点から、10年以上であることが望ましいこと。</p> <p>また、契約期間の更新が円滑にできるよう契約又は確認されていることが望ましいこと。</p>	<p>61年局長通知</p> <p>・賃貸借契約期間は医療経営の継続性の観点から、長期間であることが望ましいこと。</p> <p>また、契約期間の更新が円滑にできるよう契約又は確認されていることが望ましいこと。</p>

・賃借料は近隣の土地、建物等の賃借料と比較して著しく高額でないこと。

・賃借料は近隣の土地、建物等の賃借料と比較して著しく高額でないこと。

・土地、建物の賃貸借、売買の場合
・個人立病院等から医療法人になる時の負債承継の場合

・医療法施行規則第30条の34
資本
・自己資本比率＝ $\frac{\text{資産}}{\text{資本}} \times 100$
・左記ただし書に該当する場合であつても、自己資本比率を充足していることが望ましいこと。

8 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人は自己資本比率20%以上を常時確保していること。ただし、医療法人の設立又は合併後、概ね1年を経過した後において、当該医療法人の開設するすべての病院及び介護老人保健施設について、これらの用に供される土地又は建物のいずれかを所有している場合はこの限りでないこと。

8 医療法人とその理事長との間で取引をする場合、立場を異にする同一人が利益相反取引を行うので、特別代理人を選任すること。

1 予算は定款又は寄附行為の定めに従い適正に編成されていること。
2 予算が適正に執行されていること。
なお、予算の執行に当たって、変更を加えるときは、あらかじめ社員総会又は理事会の同意を得ていること。

1 予算は定款又は寄附行為の定めに従い適正に編成されていること。
2 予算が適正に執行されていること。
なお、予算の執行に当たって、変更を加えるときは、あらかじめ社員総会又は理事会の同意を得ていること。

3 会計管理
(1) 予算

3 会計管理
(1) 予算

(2) 会計処理

(2) 会計処理

1 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあつては、それぞれ原則として「病院会計準則」又は「介護老人保健施設会計・経理準則」により処理するものとする。診療所のみを開設する医療法

・平成16年8月19日医政発第0819001号厚生労働省医政局長通知及び平成12年3月31日老発第378号厚生省老人保健福祉局長通知

<p>人にあつては、「病院会計準則」に準じて処理することが望ましいものであること。ただし、複数の診療所を開設するものにあつては、原則として「病院会計準則」に準じて会計処理するものとすること。</p> <p>2. 会計責任者が置かれていることが望ましいこと。</p> <p>3. 現金保管については、保管責任が明確にされていること。</p> <p>3 剰余金を配当してはならないこと。</p> <p>・医療法第54条 (注) 剰余金の配当をした場合は、20万円以下の過剰に処せられること。(医療法第76条第3号)</p>	<p>人にあつては、「病院会計準則」に準じて処理することが望ましいものであること。ただし、複数の診療所を開設するものにあつては、原則として「病院会計準則」に準じて会計処理するものとすること。</p> <p>2. 会計責任者が置かれていることが望ましいこと。</p> <p>3. 現金保管については、保管責任が明確にされていること。</p>
<p>1 借入金は、事業運営上の必要によりなされたものであること。</p> <p>2 借入金は社員総会、理事会の議決を経て行われていること。</p> <p>3 借入金は全て証書で行われていること。</p> <p>4 債権又は債務が財政規模に比し過大になっていないこと。</p> <p>・モデル定款・寄附行為</p> <p>・法人がその債務につきその財産をもって返済することができなくなった場合には、理事又は清算人は、直ちに破産手続の申立てをしなければならないこと。 (注) 破産手続開始の申立てを怠つた場合は、20万円以下の過剰に処せられること。(医療法第76条第7号)</p>	<p>1 借入金は、事業運営上の必要によりなされたものであること。</p> <p>2 借入金は社員総会、理事会の議決を経て行われていること。</p> <p>3 借入金は全て証書で行われていること。</p> <p>4 債権又は債務が財政規模に比し過大になっていないこと。</p> <p>・病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人の自己資本比率についてはⅢの2の8を参照</p>
<p>(3) 債権債務の状況</p>	<p>(3) 債権債務の状況</p>
<p>(4) 会計帳簿等の整備状況</p>	<p>(4) 会計帳簿等の整備状況</p>

(6) 決算及び
財務諸表

- 1 決算手続きは、定款又は寄附行為の定めに従い、適正に行われていること。
- 2 決算と予算との間で、大幅に違い違う科目がある場合は、その原因が究明され、必要な改善措置がなされていること。
- 3 事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書が整備され、保存されていること。
- 4 決算書（案）は社員総会又は理事会に諮る前に、監事の監査を経ていること。
- 5 監査報告書は社員総会又は理事会に報告後、法人において保存されていること。
- 6 事業報告書等決算に関する書類を各事務所に備えておき、社員若しくは評議員又は債権者から閲覧の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供しなければならぬこと。
- 7 決算の届出が毎会計年度終了後3月以内になされていること。

・医療法第51条第1項

・医療法第51条第2項

・医療法第51条の2

(注) 備え付けを怠った場合、記載すべき事項を記載していない場合若しくは虚偽の記載をした場合又は正当な理由なく閲覧を拒否した場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第2号)

・医療法第52条第1項

(注) 届出をしない場合は虚偽の届出をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第1号の2)

(5) 決算及び
財務諸表

- 1 決算手続きは、定款又は寄附行為の定めに従い、適正に行われていること。
- 2 決算と予算との間で、大幅に違い違う科目がある場合は、その原因が究明され、必要な改善措置がなされていること。
- 3 財産目録、貸借対照表及び損益計算書が整備され、保存されていること。
- 4 決算書（案）は社員総会又は理事会に諮る前に、監事の監査を経ていること。
- 5 監査報告書は社員総会又は理事会に報告後、法人において保存されていること。
- 6 決算の届出が毎会計年度終了後2月以内になされていること。
- 7 特定医療法人、特別医療法人及び国・県から運営費補助を受けている医療法人については、決算の概要の広報、関係者の求めに応じた決算書の閲覧などを行うことが望ましいこと。

・医療法第51条第1項

<p>(6) その他</p> <p>4 登記</p>	<p>1 病院、介護老人保健施設等の患者又は入所者から預かっている金銭は別会計で経理されるところとともに、適正に管理がなされていることが望ましいこと。</p> <p>2 法人印及び代表者印については、管理者が定められているとともにその管理が適正になされていること。</p> <p>1 当該法人が登記しなければならぬ事項について登記がなされていること。</p> <p>4 登記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療法第43条 ・組合等登記令 ・登記事項 ① 目的及び業務 ② 名称 ③ 事務所 ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ⑤ 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由 ⑥ 資産の総額 <p>(注) 登記を怠った場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第1号)</p>	<p>1 病院、介護老人保健施設等の患者又は入所者から預かっている金銭は別会計で経理されるところとともに、適正に管理がなされていることが望ましいこと。</p> <p>2 法人印及び代表者印については、管理者が定められているとともにその管理が適正になされていること。</p> <p>1 当該法人が登記しなければならぬ事項について登記がなされていること。</p> <p>4 登記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療法第43条 ・組合等登記令 ・登記事項 ① 目的及び業務 ② 名称 ③ 事務所 ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ⑤ 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由 ⑥ 資産の総額 <p>(注) 登記を怠った場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第1号)</p>
<p>(6) その他</p> <p>4 登記</p>	<p>1 病院、介護老人保健施設等の患者又は入所者から預かっている金銭は別会計で経理されるところとともに、適正に管理がなされていることが望ましいこと。</p> <p>2 法人印及び代表者印については、管理者が定められているとともにその管理が適正になされていること。</p> <p>1 当該法人が登記しなければならぬ事項について登記がなされていること。</p> <p>4 登記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療法第43条 ・組合等登記令 ・登記事項 ① 目的及び業務 ② 名称 ③ 事務所 ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ⑤ 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由 ⑥ 資産の総額 <p>(注) 登記を怠った場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第1号)</p>	<p>1 病院、介護老人保健施設等の患者又は入所者から預かっている金銭は別会計で経理されるところとともに、適正に管理がなされていることが望ましいこと。</p> <p>2 法人印及び代表者印については、管理者が定められているとともにその管理が適正になされていること。</p> <p>1 当該法人が登記しなければならぬ事項について登記がなされていること。</p> <p>4 登記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療法第43条 ・組合等登記令 ・登記事項 ① 目的及び業務 ② 名称 ③ 事務所 ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ⑤ 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由 ⑥ 資産の総額 <p>(注) 登記を怠った場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第1号)</p>
<p>(6) その他</p> <p>4 登記</p>	<p>1 病院、介護老人保健施設等の患者又は入所者から預かっている金銭は別会計で経理されるところとともに、適正に管理がなされていることが望ましいこと。</p> <p>2 法人印及び代表者印については、管理者が定められているとともにその管理が適正になされていること。</p> <p>1 当該法人が登記しなければならぬ事項について登記がなされていること。</p> <p>4 登記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療法第43条 ・組合等登記令 ・登記事項 ① 目的及び業務 ② 名称 ③ 事務所 ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ⑤ 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由 ⑥ 資産の総額 <p>(注) 登記を怠った場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第1号)</p>	<p>1 病院、介護老人保健施設等の患者又は入所者から預かっている金銭は別会計で経理されるところとともに、適正に管理がなされていることが望ましいこと。</p> <p>2 法人印及び代表者印については、管理者が定められているとともにその管理が適正になされていること。</p> <p>1 当該法人が登記しなければならぬ事項について登記がなされていること。</p> <p>4 登記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療法第43条 ・組合等登記令 ・登記事項 ① 目的及び業務 ② 名称 ③ 事務所 ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ⑤ 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由 ⑥ 資産の総額 <p>(注) 登記を怠った場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第1号)</p>

<p>③ 資産の総額は毎会計年度終了後2月以内</p> <p>・<u>資産の総額（貸借対照表の純資産額）は毎会計年度終了後、変更の登記が必要であること。</u></p> <p>・<u>医療法施行令第5条の12</u></p>	<p>③ 資産の総額は毎会計年度終了後2月以内</p>	<p>③ 資産の総額は毎会計年度終了後2月以内</p> <p>・<u>資産の総額（貸借対照表の純資産額）は毎会計年度終了後、変更の登記が必要であること。</u></p> <p>・<u>医療法施行令第5条の12</u></p>	<p>③ 資産の総額は毎会計年度終了後2月以内</p>
<p>4 変更登記後の登記済報告書はその都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に提出されていること。</p> <p>1 清算人が、債権者に対し債権の申出の催告を行う場合又は破産手続開始の申立てを行う場合の公告は定款又は審附行為に定められた方法で適正に行われていること。</p>	<p>4 変更登記後の登記済報告書はその都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に提出されていること。</p> <p>1 公告は定款又は審附行為に定められた方法で適正に行われていること。</p>	<p>・<u>モデル定款・審附行為</u></p> <p>(注) 公告を怠った場合又は不実の公告をした場合は、<u>20万円以下の過料に処せられること。</u>(医療法第76条第8号)</p>	<p>5 公告</p>
<p>IV その他</p>		<p>・<u>督促又は勧告等によっても指導目的が達されない場合は、行政処分が行われることになる。</u></p> <p>① <u>法令等の違反に対する措置</u> (医療法第64条第1項及び第2項)</p> <p>② <u>聴聞手続(行政手続法第13条、第15条、第24条)</u></p> <p>③ <u>設立認可の取消(医療法第65条)</u></p>	<p>5 公告</p>
<p>I 必要な手続の督促</p>		<p>・<u>督促又は勧告等によっても指導目的が達されない場合は、行政処分が行われることになる。</u></p> <p>① <u>法令等の違反に対する措置</u> (医療法第64条第1項及び第2項)</p> <p>② <u>聴聞手続(行政手続法第13条、第15条、第24条)</u></p> <p>③ <u>設立認可の取消(医療法第65条)</u></p>	<p>5 公告</p>

別添 10 (「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」(昭和 61 年健政発第 410 号) の一部改正)

改 正 後	現 行
<p>第一 医療法人制度に関する事項 (削る)</p>	<p>第一 医療法人制度に関する事項 1. 医療法人の資産要件 (1) <u>医療法人の資産要件として、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人は、その資産の総額の二〇分の二〇以上の自己資本が必要であるが、「厚生労働大臣の定める基準」に適合する場合は当該規定を適用しないものであること。</u> (2) <u>医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。) 第 30 条の 34 第 1 項ただし書に規定された「厚生労働大臣の定める基準」は、次のとおりであること。</u> <u>医療法人の開設するすべての病院及び介護老人保健施設について、これらの用に供される土地又は建物のいずれかを所有していること。ただし、当該医療法人の設立又は合併後、概ね一年を経過するまでの間はこの限りではない。</u> <u>なお、土地又は建物の所有については、病院及び介護老人保健施設の用に供される土地又は建物の大部分を所有する場合には、残りの一部分を賃借する場合であっても認められること。</u> (3) <u>定款又は審附行為の変更認可申請に当たり、資産要件に適合していることを証する書類の添付が必要とされるのは、新たに病院又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に限られるものであること。</u> (4) <u>医療法施行規則の一部を改正する省令(昭和 61 年厚生省令第 36 号)附則第 2 項が適用される医療法人については、当分の間、規則第 30 条の 34 の規定は適用しないものとされたこと。</u> <u>ただし、当該法人が新たに病院若しくは介護老人保健施設を開設することに伴い定款若しくは審附行為の変更の認可を受ける場合又は合併後に存続する医療法人として当該合併についての認可を受ける場合においては、同条の規定が適用されること。</u> (5) <u>規則第 30 条の 34 第 1 項ただし書の規定の適用を受ける医療法人及び前項の経過措置の適用を受ける医療法人についても、規則第 30 条の 34 第 1 項本文に規定する自己資本比率の充足に努めることが望ましいこと。</u> (6) <u>医療法人の資産が「厚生労働大臣の定める基準」に該当しない場合で、土地が資産として計上され、帳簿価格では自己資本が充足されない医療法</u></p>

人にあるは、不動産鑑定評価書による時価評価額、路線価による相続税評価額、固定資産税評価額又は地価公示評価額により当該土地が適正に評価され、それによって自己資本を充足できる場合は、これらの価額を証する書類を規則第31条第5号の2に規定する書類としても差し支えないこと。

(7) 現に医療法人が開設する病院の建物を転用して当該医療法人が介護老人保健施設を開設しようとする場合の定款変更認可の申請は、規則第32条第3項に準じて取り扱って差し支えないこと。

(8) 医療法人の土地、建物等は法人が所有するものであることが望ましいが、賃貸借契約による場合でも当該契約が長期間にわたるもので、かつ、確實なものである場合には差し支えないこと。ただし、土地、建物を医療法人の理事長又はその親族等以外の第三者から賃借する場合には、当該土地及び建物について賃貸借登記をすることが望ましいこと。

なお、賃借料については、近隣の土地、建物等の賃借料と比較して著しく高額なものである場合には、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第54条(剰余金配当の禁止)の規定に抵触するおそれがあるので留意されたいこと。

(9) 医療法人の設立を認可するに当たって、一定期間の医療施設の経営実績を要件とすることは、望ましくないこと。なお、新たに医療施設を開設するために医療法人を設立する場合には、二か月分以上の運転資金を有していることが望ましいこと。

- 2 (略)
 - 3 医療法人の設立に係る手続等
医療法人の設立に係る手続等について次のように改めることとしたこと。
(削る)
- (2) 設立認可申請の提出書類について
- ① 規則第31条第3号に掲げる設立決議録のうち、他の申請書類と重複するものについては、その旨を記載した上で提出を省略することができるものとする。
 - ② 既に法第7条の規定に基づき許可を受け、又は法第8条の規定に基づ

- (1) 医療法人の定款例及び審附行為例について
医療法人の定款例及び審附行為例を別添4のとおり定めることとしたこと。
なお、このことに伴い、「医療法の一部を改正する法律の施行について」(昭和25年8月9日厚生省医務第521号厚生省医務局長通知)の1の2(1)並びに別添の定款例及び審附行為例は削除するものとする。
 - (2) 設立認可申請の提出書類について
- ① 規則第31条第4号に掲げる設立決議録のうち、他の申請書類と重複するものについては、その旨を記載した上で提出を省略することができるものとする。
 - ② 既に法第7条の規定に基づき許可を受け、又は法第8条の規定に基づ

き届出をした病院又は診療所を経営することを目的とする医療法人の設立の申請をしようとする場合は、規則第31条第5号に掲げる当該病院又は診療所の敷地及び建物の構造設備に関する事項を省略した書類に代えることができるものとすること。

(削る)

4 (略)

5 医療法人の理事長

(1)～(2) (略)

(3) 次に掲げるいずれかに該当する医療法人については、同項ただし書の規定に基づき都道府県知事の認可が行われるものであること。

① 特定医療法人又は社会医療法人(平成24年3月31日まで特別医療法人を含む。)

②～③ (略)

(4)～(5) (略)

6 (略)

(削る)

き届出をした病院又は診療所を経営することを目的とする医療法人の設立の申請をしようとする場合は、その旨を記載した書類を提出することにより、規則第31条第6号に掲げる当該病院又は診療所の敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類の提出を省略することができるものとすること。

(3) 理事長に係る設立認可の審査について

新設される医療法人の理事長に就任することを予定している者が、既別の医療法人の理事長である場合には、当該既存医療法人の組織運営、事業運営、資金計画の履行状況等を十分に調査するものとすること。

4 (略)

5 医療法人の理事長

(1)～(2) (略)

(3) 次に掲げるいずれかに該当する医療法人については、同項ただし書の規定に基づき都道府県知事の認可が行われるものであること。

① 特定医療法人又は特別医療法人

②～③ (略)

(4)～(5) (略)

6 (略)

7 決算の届出

(1) 規則第33条に規定する決算の届出に係る書類のうち、貸借対照表及び損益計算書については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあつては、それぞれ原則として「病院会計準則」(昭和58年8月22日付医発第824号厚生省医務局長通知)又は「介護老人保健施設会計・経理準則」(平成12年3月31日付老発第378号厚生省老人保健福祉局長通知)に基づき作成された貸借対照表及び損益計算書を提出するものとすること。

(2) 診療所のみを開設する医療法人にあつては、「病院会計準則」に準じて作成された貸借対照表及び損益計算書を提出することが望ましいものであること。ただし、複数の診療所を開設するものにあつては、原則として「病院会計準則」に準じて作成された貸借対照表及び損益計算書を提出するものとする。

(3) 「病院会計準則」によりがたい場合にあっては、法人税の確定申告の際に税務署に提出する添付書類である貸借対照表及び損益計算書の写しを提出することをもって足りるものとすること。

8～9 (略)

10 医療法人の役員の変更の届出

医療法施行令第5条の13の規定により、役員の変更があった場合には、都道府県知事に対し、その役員に係る就任承諾書及び履歴書を届け出るものとされたこと。この届出の受理に当たっては、変更後の役員について法第46条の2第2項に規定する欠格事由の有無について確認されたいこと。

第二 都道府県医療審議会に関する事項

1～2 (略)

8～9 (略)

10 医療法人の役員の変更の届出

医療法施行令第5条の8の規定により、役員の変更があった場合には、都道府県知事に対し、その役員に係る就任承諾書及び履歴書を届け出るものとされたこと。この届出の受理に当たっては、変更後の役員について法第46条の2第2項に規定する欠格事由の有無について確認されたいこと。

第二 都道府県医療審議会に関する事項

1～2 (略)

別添 1 1 (「医療法人制度の運用について」(昭和 63 年健政発第 750 号)の一部改正)

改 正 後	現 行
<p>(削る)</p> <p>2 一人医師医療法人の設立にかかる手続き等 法第 8 条の規定に基づき届出をした診療所が医療法人を設立する場合の設 立認可申請の提出書類については、次のように取扱うこととしたこと。</p> <p>(1) 規則第 31 条第 3 号に掲げる設立決議録については設立趣意書に代えるな ど申請書類の簡素化を図られたいこと。 (2) 規則第 31 条第 5 号については通知第一の 3 の(2)の②により取扱うこと とされているので、今後とも留意されたいこと。 (3)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>1 一人医師医療法人の資産要件について</p> <p>(1) 医療法人の資産要件として、<u>医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下、「規則」という。)</u> 第 30 条の 34 により、病院又は老人保健施設を開設する医療法人については、<u>自己資本比率の要件を規定したところであるが、一人医師医療法人については、この要件は適用されないので留意されたいこと。</u></p> <p>(2) <u>新たに診療所を開設するために一人医師医療法人を設立する場合には、二か月分以上の運転資金を有していることが望ましいが、法第八条の規定に基づき届出をした診療所のうち相当期間経営実績が有る診療所が医療法人を設立する場合は、法第八条の規定に基づき届出をした診療所の場合の設立の認可に当たって、出資金又は寄付金の額の基準等は、原則として適用しないこと。</u></p> <p>(3) <u>法第 8 条の規定に基づき届出をした診療所のうち相当期間経営実績が有る診療所が医療法人を設立する場合は、法第八条の規定に基づき届出をした診療所の場合の設立の認可に当たって、出資金又は寄付金の額の基準等は、原則として適用しないこと。</u></p> <p>ただし、<u>診療所経営の継続性の観点からも医療未収金等は出資金又は寄付する</u>ことが望ましいこと。</p> <p>(4) <u>医療法人の土地、建物等については、通知第一の 1 の(6)及び昭和 61 年 12 月 22 日指第 44 号指導課長回答により取扱うこととされているので、今後とも十分留意されたいこと。</u></p> <p>2 一人医師医療法人の設立にかかる手続き等 法第 8 条の規定に基づき届出をした診療所のうち相当期間経営実績が有る診療所が医療法人を設立する場合は、<u>法第 8 条の規定に基づき届出をした診療所の場合の設立認可申請の提出書類については、次のように取扱うこととしたこと。</u></p> <p>(1) 規則第 31 条第 4 号に掲げる設立決議録については設立趣意書に代えるなど申請書類の簡素化を図られたいこと。 (2) 規則第 31 条第 6 号については通知第一の 3 の(2)の②により取扱うこととされているので、今後とも留意されたいこと。 (3)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

(別添 1 2)

○特定医療法人制度の改正について (平成 1 5 年 1 0 月 9 日付け医政発第 1 0 0 9 0 0 8 号)

旧	新
<p>第 1 改正の要点等 今般の特定医療法人に関する制度改正の概要は、次のとおりであること。</p> <p>1 改正後の要件</p> <p>(中略)</p> <p>2 手続等</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 医療関係法令等違反があった場合の対応 従前より、特定医療法人又は特定医療法人の開設する医療機関について、医療関係法令等に違反する事実が発生したことが認められた場合の報告が都道府県知事からなされているところであるが、次のような医療に関する法令等について重大な違反事実があった場合には、引き続き、その事情を当職まで報告方お願いしたいこと。</p> <p>① 医療に関する法律に基づき特定医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合</p> <p>② 特定医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果重大な不適合事項があり知事から改善勧告が行われたが是正されない場合</p> <p>③ その他①及び②に相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合</p> <p>④ 医療法第 3 0 条の 7 の規定に基づく都道府県知事の勧告にもかかわらず病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合</p>	<p>第 1 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 医療関係法令等違反があった場合の対応 特定医療法人又は特定医療法人の開設する医療機関について、次のような医療に関する法令等について重大な違反事実があった場合には、その事情を当職まで報告方お願いしたいこと。</p> <p>① 医療に関する法律に基づき特定医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合</p> <p>② 特定医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果重大な不適合事項があり知事から改善勧告が行われたが是正されない場合</p> <p>③ 特定医療法人の承認を受けているにも関わらず、定款に基金の規定がある場合、又は、毎会計年度終了後に提出される事業報告書等について、貸借対照表の純資産の部に基金が計上されている場合であって、医療法第 6 4 条第 1 項の命令が発せられた場合。</p> <p>④ その他①、②及び③に相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合</p> <p>⑤ 医療法第 3 0 条の 1 1 の規定に基づく都道府県知事の勧告にもかかわらず病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合</p>

(削除)

第2 その他の留意事項

(1) モデル定款・寄附行為例の遵守

今般の制度改正に伴い、モデル定款・寄附行為例についても所要の改正(医療法施行規則(平成19年厚生労働省令第00号)により、新たに設けられた基金制度について、特定医療法人は採用できないことに特に注意すること)を行い、別添3のとおりとしたので、引き続き、その遵守について適切に指導されたいこと。

(2) (略)

(3) 税務上の取扱

特定医療法人に関する税務上の取扱いについては、国税庁から発出されている次の各通達を参照されたいこと。

- ① 贈与税の非課税財産(公益を目的とする事業の用に供する財産に供する部分)及び公益法人に対して財産の贈与等があった場合の取扱いについて(昭和39年6月9日直審(資)24、直資77)
- ② 租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて(昭和55年4月23日直資2-181)
- ③ 特定医療法人制度に関する承認申請書等の様式の制定について(平成15年4月4日課法10-15)

④ 出資持分の定めのある社団医療法人が特別医療法人に移行する場合の課税関係について(平成17年4月27日文書回答)

第3 既存通知の廃止

「特定の医療法人に関する租税特別措置について」(昭和40年2月1日付け医発第99号厚生省医務局長通知)は廃止する。

第2 移行に係る税制

社団である医療法人で持分の定めのあるものが、定款を変更して、特定医療法人に移行した場合には、その変更につき、法人税、所得税及び贈与税の課税はなされない取扱いについて変更はないこと。

第3 その他の留意事項

(1) モデル定款・寄附行為例の遵守

今般の制度改正に伴い、モデル定款・寄附行為例についても所要の改正を行い、別添3のとおりとしたので、引き続き、その遵守について適切に指導されたいこと。

(2) (略)

(3) 税務上の取扱

特定医療法人に関する税務上の取扱いについては、国税庁から発出されている次の各通達を参照されたいこと。

- ① 贈与税の非課税財産(公益を目的とする事業の用に供する財産に供する部分)及び公益法人に対して財産の贈与等があった場合の取扱いについて(昭和39年6月9日直審(資)24、直資77)
- ② 租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて(昭和55年4月23日直資2-181)
- ③ 特定医療法人制度に関する承認申請書等の様式の制定について(平成15年4月4日課法10-15)

第4 既存通知の廃止

「特定の医療法人に関する租税特別措置について」(昭和40年2月1日付け医発第99号厚生省医務局長通知)は廃止する。

別添 1 3 (「いわゆる「出資額限度法人」について」(平成 16 年医政発第 0813001 号)の一部改正)

改 正 後	現 行
<p>第一 医療法人制度における「出資額限度法人」の位置づけ等 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 6 章に定める医療法人制度は、私人による病院経営の経済的困難を、医療事業の経営主体に対し、法人格取得の途を拓き、資金集積の方途を容易に講ぜしめること等により、緩和せんとするもの(昭和 25 年 8 月 2 日厚生省発医第 98 号厚生事務次官通知記第一の 1 参照)とされていること。</p> <p>「出資額限度法人」の位置づけは、医療法人制度の運用の実態として、医療法人の太宗を持つ分の定めのある医療法人が占めている現状に照らし、出資者にとつての投下資本の回収を最低限確保しつつ、医療法人の非営利性を徹底するとともに、社員の退社時等に払い戻される額の上限をあらかじめ明らかにすることにより、医療法人の安定的運営に寄与し、もって医療の継続性・継続性の確保に資するものであること。</p> <p>第二～第三 (略)</p> <p>第四 「出資額限度法人」への移行に当たつての留意点等</p> <p>① (略)</p> <p>② 社団医療法人で出資持分の定めのないものは、医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 30 条の 39 に照らし、「出資額限度法人」に移行できないこと。一方で、「出資額限度法人」が社団医療法人で出資持分の定めのあるもの(脱退及び解散時の出資持分の払戻請求権が及ぶ範囲に制限を設けないもの、あるいは従前よりその及ぶ範囲が拡大するものをいう。)へ移行(後戻り)することは、これを直接禁止した医療法その他関係法令上の規定は存在しないもの、特別医療法人又は特定医療法人をはじめとする持分の定めのない法人への移行という非営利性の確保のために期待される方向に照らし、適当でないこと。</p> <p>(以下略)</p>	<p>第一 医療法人制度における「出資額限度法人」の位置づけ等 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 4 章に定める医療法人制度は、私人による病院経営の経済的困難を、医療事業の経営主体に対し、法人格取得の途を拓き、資金集積の方途を容易に講ぜしめること等により、緩和せんとするもの(昭和 25 年 8 月 2 日厚生省発医第 98 号厚生事務次官通知記第一の 1 参照)とされていること。</p> <p>「出資額限度法人」の位置づけは、医療法人制度の運用の実態として、医療法人の太宗を持つ分の定めのある医療法人が占めている現状に照らし、出資者にとつての投下資本の回収を最低限確保しつつ、医療法人の非営利性を徹底するとともに、社員の退社時等に払い戻される額の上限をあらかじめ明らかにすることにより、医療法人の安定的運営に寄与し、もって医療の継続性・継続性の確保に資するものであること。</p> <p>第二～第三 (略)</p> <p>第四 「出資額限度法人」への移行に当たつての留意点等</p> <p>① (略)</p> <p>② 社団医療法人で出資持分の定めのないものは、医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 30 条の 36 に照らし、「出資額限度法人」に移行できないこと。一方で、「出資額限度法人」が社団医療法人で出資持分の定めのあるもの(脱退及び解散時の出資持分の払戻請求権が及ぶ範囲に制限を設けないもの、あるいは従前よりその及ぶ範囲が拡大するものをいう。)へ移行(後戻り)することは、これを直接禁止した医療法その他関係法令上の規定は存在しないもの、特別医療法人又は特定医療法人をはじめとする持分の定めのない法人への移行という非営利性の確保のために期待される方向に照らし、適当でないこと。</p> <p>(以下略)</p>

別添14 (「医療機関債」発行のガイドラインについて) (平成16年医政発第1025003号)の一部改正)

改 正 後	現 行
<p>第一 (略)</p> <p>第二 遵守すべき事項等</p> <p>1 医療機関債を発行できる医療法人</p>	<p>第一 (略)</p> <p>第二 遵守すべき事項等</p> <p>1 医療機関債を発行できる医療法人</p>
<p>① 医療法人は、医療機関債の発行に当たっては、「出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律」(昭和二十九年法律第九十五号。以下「出資法」という。)及び医療法その他法令に抵触しないようにしなければならないものであること。その際、当該医療法人が医療機関債を発行する年度の前年度から遡って三年度以上税引前純損益が黒字であることが望ましいものであること。</p>	<p>① 医療法人は、医療機関債の発行に当たっては、「出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律」(昭和二十九年法律第九十五号。以下「出資法」という。)及び医療法(自己資本比率に係る規定を含む。)その他法令に抵触しないようにしなければならないものであること。その際、当該医療法人が医療機関債を発行する年度の前年度から遡って三年度以上税引前純損益が黒字であることが望ましいものであること。</p>
<p>② (略)</p>	<p>② (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 医療法人の内部手続</p>	<p>3 医療法人の内部手続</p>
<p>① (略)</p>	<p>① (略)</p>
<p>② 医療法人は、医療法第四十一条及び医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。)第三十条の三十四の規定を常時満たすことが必要であり、医療機関債の発行により資金調達をした場合においても、同様であること。</p>	<p>② 医療法人は、医療法第四十一条及び医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。)第三十条の三十四の規定(自己資本比率)を常時満たすことが必要であり、医療機関債の発行により資金調達をした場合においても、同様であること。</p>
<p>4 発行要項の策定等による情報開示</p>	<p>4 発行要項の策定等による情報開示</p>
<p>① (略)</p>	<p>① (略)</p>
<p>② 医療法人は、発行時点において、前記①の発行要項の他、法定の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書に加えて、事業計画書等を作成し、購入申込者に対して開示すること。</p>	<p>② 医療法人は、発行時点において、前記①の発行要項の他、法定の財産目録、貸借対照表及び損益計算書に加えて、事業計画書、事業報告書等を作成し、購入申込者に対して開示すること。</p>
<p>5 発行条件等</p>	<p>5 発行条件等</p>
<p>(1) 利率等</p>	<p>(1) 利率等</p>
<p>① 利率等の条件は、一回の発行に当たり同一であるものとし、一般の購入者と医療法人の役員及び当該役員と同族関係者との間で、差異を設けてはならないこと。 なお、医療法人の役員及び当該役員と同族関係者について利率等に差異を設けることは、医療機関債の発行主体が、特別医療法人及び特定医療法人であるときは医療法施行規則の一部を改正する省令(平成十九年</p>	<p>① 利率等の条件は、一回の発行に当たり同一であるものとし、一般の購入者と医療法人の役員及び当該役員と同族関係者との間で、差異を設けてはならないこと。 なお、医療法人の役員及び当該役員と同族関係者について利率等に差異を設けることは、医療機関債の発行主体が、特別医療法人及び特定医療法人であるときは規則第三十条の三十五第一項第五号及び租税特別措</p>

厚生労働省令〇〇号)による改正前の規則第三十条の三五第一項第五号及び租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第三十九条の二十五にいう「特別の利益の付与」に該当する可能性があることに留意すること。

② (略)

(2)～(4) (略)

6 債券購入者等との関係

(1)～(2) (略)

(3) 決算期ごとの情報の開示

① 医療法第五十一条の規定により、医療法人は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監事の監査報告書等を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しななければならないものであること。その際、医療法人は、これらに加え、事業計画書等についても、これら法定の書類と同様に毎年作成し、決算期ごと、債権者に対して情報提供を行うものとする。

② (略)

(4) (略)

7

附 則

(略)

置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第三十九条の二十五にいう「特別の利益の付与」に該当する可能性があることに留意すること。

② (略)

(2)～(4) (略)

6 債券購入者等との関係

(1)～(2) (略)

(3) 決算期ごとの情報の開示

① 医療法第五十二条第二項においては、医療法人の債権者は、医療法人の執務時間内はいつでも、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の閲覧を求めることができることとされており、医療法人は、同項の債権者としての医療機関債の購入者の閲覧の求めに応じなければならないものであること。その際、医療法人は、これらに加え、事業計画書や事業報告書等についても、これら法定の書類と同様に毎年作成し、決算期ごと、債権者に対して情報提供を行うものとする。

② (略)

(4) (略)

7

附 則

(略)